

## <貸付規程例>

農地所有者（開設者）が作成

開設主 住所

氏名

### (目的)

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的として開設主が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

### (貸付主体)

第2 本貸付けは、開設主が実施するものとする。

### (貸付対象農地)

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積は、別表のとおりとする。

### (貸付条件)

第4 貸付条件は次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、1年間とする。
- (2) 貸付けに係る利用料は、年額 円とする。
- (3) 利用料は、毎年 月末までに支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること
- (3) 貸付農地を転貸すること

### (募集の方法)

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、開設主が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について」（平成元年9月11日付け元構改B第1014号。以下、「通知」という。）に定められた方法で実施するものとする。

### (申込みの方法)

第6 貸付けを受けようとする者は、第5に基づいて開設主へ申込書を提出しなければならないものとする。

### (選考の方法)

第7 開設主は、第6の規定に基づき申込みをした者の中から利用者を決定するものとする。

- 2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、開設主が通知に定められた方法により利用者を決定するものとする。
- 3 開設主は、第1項又は第2項により利用者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8 開設主は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため、以下の必要な措置をとるものとする。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに利用者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導
- (3) その他、開設主が必要と認める措置

(貸付契約の解約等)

第9 次に掲げる事由に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 利用者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4の第2項に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第10 利用者は、第4の第1項第1号の規定による貸付期間が終了したとき又は第9の規定による解約をしたときは、速やかに貸付農地を現状に回復し返還しなければならない。

(利用料の不還付)

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任でない理由で貸付ができなくなった場合
- (2) 開設主が相当な理由があると認めたとき

附 則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

別表

所在	地番	面積	区画数	区画面積